



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 3 月 22 日 (月曜日) 第 190 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同意…………… (水産政策課) 1
- 土地収用法に基づく収用又は使用手続の開始… (用地対策課) 1
- 道路の供用の開始…………… (道路保全課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 1

頁

○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 2
公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 2
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 2

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 3
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 3

告 示

宮崎県告示第 208号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和 3 年 3 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和 3 年 2 月 17 日
発起人の住所及び氏名	東臼杵郡門川町 高月 雅夫 東臼杵郡門川町 小林 逸己
加入区 の 名 称	庵川加入区
区 域	庵川漁業協同組合の地区
区 分	小型漁船漁業であって小型まき網漁業以外のもの及び小型機船底びき網等漁業

宮崎県告示第 209号

土地収用法 (昭和26年法律第 219号) 第34条の 3 の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

令和 3 年 3 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類

一般国道 220号改築工事 (日南防災「北区間」・宮崎県宮崎市大字内海字大園地内から日南市大字伊比井字永迫地内まで及び同市大字伊比井字後浦地内から同市大字伊比井字坂口地内まで) 並びにこれに伴う付帯工事、市道付替工事及び二級河川改修工事

3 手続が開始される土地

- (1) 収用の手続が開始される土地
宮崎県宮崎市大字内海字大園地内
- (2) 使用の手続が開始される土地
宮崎県宮崎市大字内海字大園地内

4 土地収用法第34条の 4 第 2 項に規定する図面の縦覧場所 宮崎県宮崎市青島地域センター

宮崎県告示第 210号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 3 年 3 月 22 日から同年 4 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
212	県道	浦城東海線	延岡市浦城町1126番 1 16地先から同市同町1128番 2 地先まで	令和 3 年 3 月 22 日

宮崎県告示第 211号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとす

る。

令和 3 年 3 月 22 日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
椎葉村	高塚山	43020	地滑り
	丸野	43030	地滑り
	屋敷野	43040	地滑り
	大桑の木	37-33	地滑り
	大藪	37-38	地滑り
	大藪 2	37-39	地滑り

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県西都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 212号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 3 年 3 月 22 日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定 番号	申請者 氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(高岡) 2020- 2	藤元建二	東諸県郡国富町大 字本庄字大王6483 番 8、6483番 9	5.00	26.39	令和 3 年 3 月 5 日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和 3 年 3 月 22 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ串間店
串間市大字西方字松清6923番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森竜馬
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の 1
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及

び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森竜馬
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の 1

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和 3 年 11 月 9 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,482㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北西側 62台
(2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物北西側 11台
(3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 50㎡
(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物敷地南西側 9.40㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地北西側
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで
- 8 届出年月日
令和 3 年 3 月 8 日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和 3 年 3 月 22 日から令和 3 年 7 月 26 日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間
令和 3 年 3 月 22 日から令和 3 年 7 月 26 日まで
- 11 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和 3 年 3 月 22 日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-29)第5205号	尙宮崎作庭開発	山下 正典	宮崎県宮崎市大塚町水流5117-1	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、造園工事業、水道施設工事業	令和3年2月15日付で廃業した旨の届け	令和3年2月15日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第9574号	近藤塗装	近藤 修平	宮崎県宮崎市阿波岐原町鳥居原2142-14	一般	塗装工事業	令和3年2月2日付で廃業した旨の届け	令和3年2月2日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第13806号	岩切ハウジング	岩切 雅裕	宮崎県宮崎市和知川原2-128-1	一般	土木工事業、建築工事業、屋根工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業	令和3年2月24日付で廃業した旨の届け	令和3年2月24日(全廃業)

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和3年3月1日現在次のとおりである。

令和3年3月22日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,133人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 213,329人

宮崎県選挙管理委員会告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和3年3月1日現在次のとおりである。

令和3年3月22日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

宮崎市選挙区 110,931人

都城市選挙区 44,886人

延岡市選挙区 33,991人

日南市選挙区	14,716人
小林市・西諸県郡選挙区	15,101人
日向市選挙区	16,800人
串間市選挙区	5,064人
西都市・西米良村選挙区	8,734人
えびの市選挙区	5,368人
北諸県郡選挙区	6,873人
東諸県郡選挙区	7,415人
児湯郡選挙区	19,036人
東臼杵郡選挙区	7,744人
西臼杵郡選挙区	5,555人

--	--